

キャリアアップ助成金 申請内容が正しいか、確認していますか？

適正な申請がされているかを確認するため、
労働局は積極的な調査を行っています！

キャリアアップ助成金は、例年、約7万件近く活用いただいている。一方で、約200件の不正受給が発覚しています。

考えて
こい
まな
せん
にか
？



A社長

専門家(代理人)に
報酬を支払って
任せているので、大丈夫。



B社長

人事労務経験豊富な
従業員が担当しているので、
間違いはないはず。



代理人

社長とのやりとり
で一部、不明瞭な
部分があったけど、
このまま申請して
も大丈夫だろう。

従業員や代理人等が不正行為を行った場合でも、
事業主の不正受給に該当します！

⚠️ 申請書の事業主確認欄にサインや押印がある時点で、
事業主が内容を確認し、申請していることになるので**責任が生じます**。

⚠️ 代表者が意図的かどうかにかかわらず、
不正に受給した企業(事業主)は**公表※**されます！

⚠️ また…
不正受給に代理人が関与した場合、代理人は**必ず公表**されます。

※ 公表基準に該当する場合。「申請を行い、まだ受給していない場合」も含みます。

このほかにも

助成金の返還と、延滞金・違約金(不正受給額の2割相当)の支払いが必要です。
不正受給決定日から5年間、雇用関係助成金を受給できません。
※全額納付されていない場合は延長されます
悪質な場合、刑事告発などの可能性があります。

少しでも思い当たるところや不安があれば、裏面をチェック！

△ このような事例が実際にありました △

事例1

- 代理人が事業主に知らせることなく、支給要件に合致するように就業規則を書き換えた上で、申請。
- 他の助成金の申請時に添付されていた就業規則と矛盾が発覚し、調査。
- 申請書には事業主の確認印もあったため、事業主及び代理人を不正受給決定。

事例2

- 人事労務管理担当の従業員に全て任せていたところ、代理人と結託し、当初から正社員として雇っていた従業員について、有期雇用労働者として雇ったとする偽の雇用契約書を作成し、申請。
- 他の助成金の申請時に、同じ従業員について正社員としての雇用契約書が提出され、矛盾が発覚し、調査。申請書には事業主の確認印もあったため、事業主及び代理人を不正受給決定。

申請時のトラブルが増えています！

- 原則、添付資料の差し替えはできません。申請時の書類で審査を行います。
申請前に事実と異なる記載や添付書類がないか確認してください。
- 労働局が行う調査への協力は雇用保険法により義務付けられています。
- 支給要件をよく確認してから申請してください。



要件の誤認による不支給も増えています！
申請内容が正しいか、
申請前に提出書類や要件をご確認ください！
要件に関して、不明点がある場合は、
都道府県労働局までご相談ください。

書類保存について

雇用関係助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。

当該書類を保存していない場合も、(不正受給ではなくとも、)不適正に該当する場合があるため、ご確認の上、申請労働局にその旨をご連絡ください。

詳しくは、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局までお問い合わせください。

